

平成30年度

地球温暖化対策設備設置費補助制度

住宅用太陽光発電システム設置費補助金が廃止され、新たに地球温暖化対策設備設置費補助金が施行されました

清須市では、地球温暖化対策の一環として環境への負荷の少ない循環型社会に返還する環境保全意識の高揚を図るため、住宅用地球温暖化対策設備を設置する方で、一定の要件を満たす方に予算の範囲内で補助金の交付をしています。

補助対象となる設備

【前年度から継続】

① 住宅用太陽光発電システム

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもの。（太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）10キロワット未満の設備に限る。）

システムが日本工業規格又はIEC等の国際規格に規定されているもの

（参考：財団法人電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」）

※太陽光発電システムは、平成31年度から単独補助を廃止し、太陽光発電システム（必須）、家庭用エネルギーシステム（必須）に加え、蓄電池、電気自動車等充電設備のうちいずれか1つ以上の設備導入に対する組み合わせ補助を実施します。

【今年度から対象】

② 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの。

③ 家庭用燃料電池システム

燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの。

④ 定置用リチウムイオン蓄電池

リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの。

⑤ 電気自動車等充電設備

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの。

補助を受けられる方

市内に住所を有し、次のいずれの要件を満たす市税に滞納のないもので自ら居住する住宅に地球温暖化対策設備を新たに設置する方。

- ① 平成30年4月1日以降に自らが居住する市内の住宅に新たにシステムを設置する方（店舗等との併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するもの。）
- ② 自らが居住する目的で、市内に新築する住宅にシステムを設置する方

※工事着工前に必ず申請してください。また、設置後30日以内又は平成30年3月31日までに実績報告を行う必要があります。

補助金の額

① 太陽光発電システム

太陽電池モジュールの最大出力値（単位：kW）×13,200円

【上限：4kW（52,800円）】

※出力値を四捨五入し百円未満の端数は、切り捨てるものとします。

- ② 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）【1基につき10,000円】
- ③ 家庭用燃料電池システム【1基につき50,000円】
- ④ 定置用リチウムイオン蓄電池【1基につき50,000円】
- ⑤ 電気自動車等充電設備【1基につき25,000円】

※補助金は、愛知県からの補助金も含む金額です。

【問合せ先】

清須市役所 市民環境部 生活環境課（北館2階）

電話：052-400-2911（代表）FAX：052-400-2963